

保護者各位

石垣市立石垣小学校
校長 磯部 大輔

学校への携帯電話の持ち込みについて

本校では、下記の許可条件すべてに同意することを条件に、保護者責任のもと、児童の学校への携帯電話の持ち込みを認めています。

※一つでも同意いただけない場合は、認めていません。

学校への持ち込みを希望する場合は、切り取り線以下の「携帯電話校内持ち込み申請書」を担任へ提出し、切り取り上は許可条件の確認のため家庭保管してください。

記

1 携帯電話持ち込みの目的

児童の安全な登下校を最優先に考え、児童の現在地を把握したり、緊急時の連絡等に使用したりする。

2 許可条件

- (1) 学校生活の時間は携帯電話に触れない。(校内では電源を切る)
- (2) 他の児童の目に触れない場所・方法で保管する。(基本的にランドセルの中)
- (3) 子どもへの緊急連絡等は携帯電話ではなく、学校に連絡し担任を通して行う。
- (4) 携帯電話の使用は、帰りの会終了後、指定された場所(事務室前)にて行う。
(友達同士で貸し借りはしない)
- (5) 紛失・損傷等については、保護者の責任において対処する。
(学校は一切の責任を負わない)
- (6) 児童が有害サイトへのアクセスができないようフィルタリングを設定する。
- (7) 指導上、必要があれば学校が携帯電話を預かる。返却の際は保護者が来校する。

.....<切り取り線>.....

令和5年度 携帯電話校内持ち込み申請書

令和4年()月()日

石垣小学校長 様

【持ち込み申請期間】 令和5年()月()日～令和5年3月31日

【理由】

校内に携帯電話を持ち込む際には、保護者責任のもと許可条件を守るとともに、子供にも責任をもって指導します。

※にチェックをしてご提出ください。

()年()組()番

児童氏名 _____

保護者氏名 _____

(児童携帯番号 - -)

(保護者連絡先 - -)